

平成 28 年 1 月 15 日

「UBS ブラジル株式ファンド」 受益者の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

「UBS ブラジル株式ファンド」 および 「UBS ブラジル株式マザーファンド」
投資信託約款変更（予定）について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、「UBS ブラジル株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）および同ファンドが主要投資対象としている「UBS ブラジル株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）につきまして、下記日程にて信託約款を変更させていただく予定でございますので、お知らせいたします。

敬具

<記>

1. 約款変更の内容および変更理由

<変更内容>

- ・ マザーファンドの運用指図権限の委託先を、BTG パクチュアル・アセット・マネジメントから UBS AG, UBS アセット・マネジメント（チューリッヒ）（以下「新投資顧問会社」ということがあります。）へ変更いたします。
- ・ 当ファンドおよびマザーファンドの運用の基本方針に定める「投資態度」の一部について、新投資顧問会社のポートフォリオ構築プロセスに合わせた記載に変更いたします。
※「投資対象」および「投資制限」については、変更はございません。
- ・ 当ファンドの購入・換金不可日に、新投資顧問会社の所在地であるチューリッヒの銀行の休業日を追加いたします。

<変更理由>

マザーファンドの運用指図権限の委託先である BTG パクチュアル・アセット・マネジメントより、運用体制の見直しにより今後マザーファンドの運用を継続することができなくなるとの申し出がありました。

弊社といたしましては、当ファンドの運用を継続するための方策を検討した結果、弊社のグループ会社である、UBS AG, UBS アセット・マネジメント（チューリッヒ）を新たな委託先に選任することといたしました。

この変更により運用の継続が可能となり、投資継続の機会を提供することで、受益者の皆様の利益に資すると判断しております。

なお、上記委託先の変更に係る信託約款の変更が書面決議により否決された場合には、運用の継続が極めて困難な状況となることから、当ファンドの繰上償還を含めて対応を検討することとなります。

2. 信託約款変更の手続きおよび日程

①受益者および受益権口数の確定 : 平成 28 年 1 月 15 日

②書面による議決権の行使受付最終日 : 平成 28 年 2 月 16 日

③書面による決議の日 : 平成 28 年 2 月 17 日

④約款変更適用日 : 平成 28 年 3 月 1 日

※ 平成 28 年 1 月 15 日現在の受益者は、上記②の日までに、弊社に対し議決権行使書面をもって、本議案（約款変更）に対して議決権を行使することができます。

※ 平成 28 年 1 月 15 日現在の受益者とは、平成 28 年 1 月 13 日までの買付申込受付者を含み、平成 28 年 1 月 14 日以降の買付申込者および平成 28 年 1 月 13 日以前の換金申込者は除きます。

[約款変更を行う場合]

約款変更にかかる書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権口数の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。（マザーファンドについては、上記①時点のマザーファンドの保有割合に応じて当ファンドの受益権口数をマザーファンドの受益権口数に換算し、議決権口数の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。）

本議案が可決された場合は、平成 28 年 2 月 18 日に、弊社ホームページに「約款変更の成否のお知らせ」を掲載してお知らせを行い、平成 28 年 3 月 1 日付で当ファンドおよびマザーファンドの信託約款の変更を行います。

[約款変更を行わない場合]

当該書面決議により本議案が否決された場合は、約款変更を行いません。この場合には、信託約款の変更を行わない旨を、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

* 本約款変更の手続きにかかる受益権を有する受益者の方には、販売会社を通じて、『「UBS ブラジル株式ファンド」および「UBS ブラジル株式マザーファンド」約款変更（予定）のお知らせ』をお送りしておりますので、詳しくは当該書面をご覧ください。

以上